

随意契約理由書

1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

トヨタL&F近畿株式会社

3 随意契約理由

別表容器包装プラスチック中継施設におけるショベルローダについては、中継施設の円滑な運営を行い、容器包装プラスチックの収集・輸送体制を構築するためにも、定期的な整備を行う必要がある。

この整備について、当該ショベルローダはトヨタL&F株式会社（以下「トヨタL&F（株）」）製であるが、容器包装プラスチック中継施設で使用しているこれらショベルローダは、当局車両により次々と搬入される容器包装プラスチックを大量かつ頻繁にストックヤードへ整理を行ったり業者の搬出用トラックへ積み込んだりするため、作業性を考慮した仕様により当局が発注し、同社が独自の技術で設計製作された特殊仕様の構造になっている。このため、特に駆動系・油圧系や特殊部品の交換に関する部分については、設備特質の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識している業者でしか修理及び整備は出来ないこととなる。

今回、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を行うものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものである。この事項内には油圧系検査箇所が含まれており、また、この定期自主検査時に、ショベルローダを常に正常な状態で稼働させるため、総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うこととしており、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行ってもらうこととなる。加えて、この際には特殊部品の交換を伴うこともあるため、このようなメンテナンスに対応していくには事後の性能を確保する観点を含め、独自技術を伴うものであるため、自社製品に対する独自の技術を認識し、整備を行い、修繕部品を安易かつ安価に入手できる製造元であるトヨタL&F（株）のみが対応が可能な業者である。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

【別表】ショベルローダ配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
舞洲容器包装プラスチック中継施設	トヨタL&F(株)	4SD25	10371(舞洲1号)
	トヨタL&F(株)	4SD25	10372(舞洲2号)
住之江容器包装プラスチック中継施設	トヨタL&F(株)	4SD25	10369(住之江1号)

【参考】労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダとうについては、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダ等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3252)

随意契約理由書

1 案件名称

大気汚染常時監視テレメータ子局装置更新に伴うシステム更新等業務

2 契約の相手方

富士通株式会社 西日本営業本部

3 随意契約理由

今回業務委託を実施する大気汚染常時監視用テレメータシステムソフトウェア改修は、市内 26 箇所に配置された大気汚染常時監視測定局から大気汚染物質等のデータを環境管理部環境情報システム室に設置の中央処理装置（以下、「親局」という。）へ伝送するシステムであるテレメータシステムの子局装置の更新に伴う業務委託である。

本システムは同社によって作成され、ソフトウェアは親局と子局のソフトウェアが一貫して構築されており、子局装置へ導入するソフトウェアは、親局と互換性を持つものを導入する必要がある。また、ソフトウェア導入後にソフトウェアが親局との通信を正常に行うかを実際の動作環境と同じ環境によって試験することや、各測定局へ設置したのちに親局とのデータ伝送が適切に行われているか対向試験を実施する必要がある。そのためには本システムのプログラム構造を熟知し、プログラム製作から一貫した責任と性能についての保証を持つ必要があり、同社は上記を実施することができる唯一の業者である。

したがって、本業務は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するので、上記業者を契約相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課（電話番号 06-6615-7944）

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市内事業者データ改修業務委託契約

2. 契約の相手方

NTTタウンページ株式会社 関西営業本部

3. 随意契約理由

「平成 25 年 10 月から資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止」を、市内事業者に周知するにあたり、パンフレット等を送付するためには、市内事業者を把握する必要があるが、市内事業者は、年間約 1 万数千件が、移転や廃業などを繰り返しており、また新規事業者などの把握もできないことから、最新の事業者データを入手することは非常に困難である。

しかしながら、職業別電話帳データの「タウンページデータ」では、固定電話という条件はあるが、確実に市内事業者を把握することが可能で、そのデータも月々更新されていることから事業者周知の基礎データとして本市が所有する「タウンページデータによる事業所データ」を最新データに更新することとしたい。

そのため、「大阪市内事業者データ改修業務」では以下の条件から、タウンページデータの統計情報の取扱が可能で、その処理能力を有するNTTタウンページ株式会社と特名随意契約を行うものとする。

- (1) NTTタウンページ株式会社は、NTT西日本の保有するタウンページ統計情報の使用許諾及び販売を委託されている。
- (2) タウンページデータベースの販売と個人情報保護法の関係については、平成元年 12 月 26 日に郵政省（現：総務省）からの「タウンページへの掲載に係わる意思表示が行われていれば、様々な形式で公開がされることが許容されると考えられる」との見解に基づき、サービスの提供が行われていること。
- (3) 「タウンページデータベース」は、月毎にデータ更新が行われるため、より直近の事業者情報が入手できること。
- (4) NTTタウンページ株式会社では、タウンページ統計情報を専門に取り扱っており、データ処理のシステムやノウハウを蓄積しており、再編加工の処理を迅速に行うことができる。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

環境局事業部一般廃棄物指導課（電話番号 06-6630-3268）

随意契約理由書

1 案件名称

城北環境事業センター 給湯用熱交換器性能点検業務委託

2 契約相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

城北環境事業センター設置の給湯用熱交換器は、鶴見工場ごみ焼却余熱利用の一環で設置されたもので、鶴見工場焼却設備設置業者である日立造船株式会社が設計・施工したものである。

性能点検業務については本装置の有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには本装置を設計・施工した会社以外では技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、性能点検業務後の性能維持、作動状態に対して保証することができないことから、本性能点検業務に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2, 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

災害廃棄物等の焼却によって生じた焼却残滓処分業務委託（概算契約）

2. 契約相手方

今里衛生協同組合

3. 随意契約理由

本市では、東日本大震災の被災地の早期復興を支援するため、被災地で処理しきれない廃棄物（以下「震災ごみ」）を受け入れることとなり、焼却処理については舞洲工場で行ない、焼却灰の埋立処分については北港処分地（1区）で埋め立てるとしている。

現在、舞洲工場で焼却処理しているごみ（以下「通常ごみ」）の残滓運搬は、「舞洲工場排出焼却残滓処分業務委託（その3）（概算契約）」の、落札事業者である上記業者と業務委託契約を行ない実施している。

震災ごみの焼却によって生じた焼却灰の運搬については、大阪府の「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」に基づき実施するため「通常ごみ」の焼却残滓運搬方法と異なり、「舞洲工場排出焼却残滓処分業務委託（その3）（概算契約）」の落札事業者と契約することにより事業の継続性が図られ、事業者の短期契約による管理経費の抑制や最低落札金額（単価）を基準として契約金額を算定することにより経費の節減となる。また、「舞洲工場排出焼却残滓処分業務委託（その3）（概算契約）」を契約解除し、新たに入札した場合は総経費が大幅にあがります。

このことから「舞洲工場排出焼却残滓処分業務委託（その3）（概算契約）」の発注時に「東日本大震災により生じた廃棄物を受け入れた場合は本件受注者と別途契約を締結するものとする。」と仕様書8-（12）に明記し、業務委託契約を締結している。

こうしたことから、本業務は上記契約業者の今里衛生協同組合とする。

4. 根拠法令

地方自治法施行令 167 条 2 第 1 項第 6 号

5. 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3353）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

トヨタL&F近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地におけるショベルローダについては、中継地の円滑な運営を行い、資源ごみの収集・輸送体制を構築するためにも、定期的に整備を行う必要がある。

この整備について、別表資源ごみ中継地で使用しているショベルローダはトヨタL&F株式会社製であるが、当該ショベルローダは当局車両により次々と搬入される資源ごみを大量かつ頻繁にストックヤードへ整理を行ったり業者の搬出用トラックへ積み込んだりするため、作業性を考慮した仕様により当局が発注し、同社が独自の技術で設計製作された特殊仕様の構造になっている。このため、特に駆動系・油圧系や特殊部品の交換に関する部分については、設備特質の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識している業者でしか修理及び整備は出来ないこととなる。

今回、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を行うものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものである。この事項内には油圧系検査箇所が含まれており、また、この定期自主検査時に、ショベルローダを常に正常な状態で稼働させるため、総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うこととしており、駆動系・油圧系・冷却系といった箇所を中心として整備を行ってもらうこととなる。加えて、この際には特殊部品の交換を伴うこともあるため、このようなメンテナンスに対応していくには事後の性能を確保する観点を含め、独自技術を伴うものであるため、大阪府下でトヨタL&F（株）より販売および整備を一手に受託し、唯一技術提供を受け、独自技術を認識している系列の販売店でその部品を容易かつ安価に入手できるトヨタL&F近畿（株）のみが対応が可能な業者である。

以上の理由により競争入札には適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、特名による随意契約の締結を申請する。

【別表】 ショベルローダ配置施設及び型式

施設名	型式		車体番号
東北資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10603 (東北1号)
西北資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10602 (西北1号)
西南資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10601 (西南1号)
東南資源ごみ中継地	トヨタ L&F (株)	4SD25	10604 (東南1号)
	トヨタ L&F (株)	4SD25	10625 (東南2号)

【参考】 労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者は、ショベルローダ等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダ等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3252)